

諮 問 書

6 犬 総 第 1 7 2 号

令 和 6 年 8 月 2 2 日

犬山市公文書管理審議会
会 長 青 山 正 和 様

犬山市長 原 欣 伸

犬山市公文書管理条例第9条第6項及び第15条の規定に基づき、
保存期間が満了した公文書及び歴史的公文書を廃棄するにあたり、貴
審議会の意見を求めます。

記

- 1 諮問事項 保存期間満了を迎えた公文書（保存期間が1年以下のものを除く）及び歴史的公文書の廃棄について